

23文科高第501号
障発0805第9号
平成23年8月5日
一部改正 27文科高第686号
障発1021第1号
平成23年10月21日
一部改正 元文科高第1129号
障発0306第8号
令和2年3月6日
一部改正 2文科高第883号
障発1228第12号
令和2年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長 殿
各国公私立大学長
各関係団体の長
各地方厚生(支)局長

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する
科目の確認に係る指針について

精神保健福祉士法(平成9年法律第131号。以下「法」という。)第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を行う大学等(精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。)第3条第1項に規定する学校等をいう。以下同じ。)の確認手続等については、科目省令に定められているところですが、その確認に係る具体的な基準については、今般、別添のとおり「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針」を定めたので、大学等が開設する指定科目の確認に際しては、科目省令によるほか、この指

針に基づき行うこととし、平成24年4月1日（科目省令附則第2条に規定する準備行為を行う場合にあっては、科目省令の公布日）より適用することとしたので通知します。

別 添

大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針

1 指定科目の確認申請書等に関する事項

- (1) 大学等（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第3条第1項に規定する学校等をいう。以下同じ。）において精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）に関する授業を開始しようとする者が、科目省令第3条による確認を受けようとする場合は、当該授業を開始しようとする日の6月前までに様式により大学等確認申請書を厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 大学等確認申請書の内容に変更があったときは、当該変更を行った日から概ね3月以内に様式に準ずる大学等確認変更届を厚生労働大臣に提出すること。
- (3) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出部数は文部科学大臣への提出分を含め2部とする。なお、専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に附設されているものを除く。）の場合においては、提出部数は1部であっても差し支えないこと。
- (4) 指定科目の確認を経た大学等において指定科目等を修めた者については、精神保健福祉士試験の受験の際に、個別の受験資格の確認手続は不要となるため、大学等においては、学生の利便性に配慮し、確認申請を行うことを原則とすること。
なお、確認申請を行わない大学等にあつては、当該大学等の入学を希望する者等に対し、科目省令に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合、受験資格が付与されない場合がある旨を予め周知しておくこと。
- (5) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出に当たっては、厚生労働省に対し予め相談を行うこと。

2 学則に関する事項

上記1の確認申請を行う際は、確認を受けようとする大学等の学則を合わせて提出することとし、その学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

ア ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習（以下「実習演習科目」という。）の時間数

イ 実習演習科目の履修方法

3 他の大学等その他の学校等において履修した科目の取扱いに関する事項

他の大学等その他の学校等において履修した科目を、当該大学等における科目の履修に代える場合において、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであることから、これらの科目のうち、他の大学等その他の学校等において履修した一方の科目のみを当該大学等における科目の履修に代えることは認められないものであること。

4 実習演習科目を担当する教員に関する事項

(1) 実習演習科目を担当する教員（以下「実習演習担当教員」という。）の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生20人につき、1人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障がない範囲で教員が学生20人を上限とした実習演習科目を複数受け持つことで、延べ数として必要数が確保されていれば足りるものとする。

また、ソーシャルワーク実習を担当する教員の員数については、ソーシャルワーク実習に係る学生の履修認定等が適切に行える場合に限り、ソーシャルワーク実習指導を担当する教員の員数が確保されていれば足りるものとして差し支えないものであること。

(2) 原則として、教員は、1の大学等（1の大学等に2以上の課程がある場合は、1の課程）に限り、専任教員となるものであること。

(3) 実習演習科目における教員の資格要件については、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。なお、実習演習科目を担当する教員は、下記に掲げる要件にかかわらず、精神保健福祉士資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有することや、習得した知識及び技能を保持するため、科目省令第1条第3項第4号に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了後においても定期的に再受講することが望ましい。

ア 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む）及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

ウ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

エ 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

オ 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、アの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

カ 社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第4条第1項第2号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当する者（ただし、ソーシャルワーク演習に限る。）

5 教育に関する事項

(1) 実習演習科目の教育内容は、別表1の内容以上であること。

(2) 実習演習科目については、合併授業（大学等における精神保健福祉士養成課程で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は大学等における複数の精神保健福祉士養成課程の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合同授業（大学等における精神保健福祉士養成課程と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）を行わないこと。ただし、実習演習科目のうち「ソーシャルワーク演習」に係る授業を社会

- 福祉士養成課程における同一科目と同時に行う場合、学生全体に対するオリエンテーションや実習報告会を行う場合など、教育上支障がない場合にあっては、この限りではない。
- (3) 通信課程における面接授業は、原則として通信課程を行う大学等が自ら行うこと。ただし、当該大学等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。
- (ア) 他の精神保健福祉士養成施設等
 - (イ) 精神保健福祉士の養成を行う大学等

6 演習に関する事項

- (1) ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の実施に当たっては、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。
- (2) 社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、ソーシャルワーク演習の履修を免除することができる。

7 実習に関する事項

- (1) 科目省令第1条第9項で規定する実習施設等（以下「実習施設等」という。）は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、実習演習担当教員のうち、ソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）を担当する教員は、週1回以上定期的に巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に原則として1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に学生が大学等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。
- (2) 各実習施設等における実習計画が、当該実習施設等との連携の下に定められていること。
- (3) 科目省令第1条第10項に規定する実習指導者（以下「実習指導者」という。）の資格要件は、以下に掲げるいずれかに該当する者であること。
- ア 精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、科目省令第1条第8項に掲げる基準を満たす講習会（以下「精神保健福祉士実習指導者講習会」という。）の課程を修了した者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神保健福祉相談員
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員
 - オ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司
 - カ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び監察等に関する法律（平成15年法律第110号）に定める社会復帰調整官
 - キ 上記以外の者で、平成27年3月31日までの間に、精神保健福祉士実習指導者講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者
- (4) 実習は、相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう、学生1人に対し、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等とで実施するなど、

機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。

- (5) 実習のうち精神科病院等の医療機関における実習を必須とし、90時間以上行うものとする。
- (6) 社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している学生については、実習のうち、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とするものであること。この場合においても、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。
- (7) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。
- (8) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習施設等との間で十分に協議し確認を行うこと。
- (9) 実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。
- (10) ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。
 - ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
 - イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。
 - ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設等の実習指導者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

8 情報開示に関する事項

- (1) 入学者又は入学希望者に対して、別表2に定める内容に関する情報の開示に努めること。また、当該開示された情報は虚偽又は誇大なものであってはならないこと。
- (2) 情報の開示を行うに当たっては、パンフレット等刊行物への掲載、インターネットの利用などにより広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

9 経過措置に関する事項

- (1) 令和3年4月1日から指定科目に関する授業を開始しようとする大学に係る大学等確認申請書の提出については、1の(1)に関わらず、令和2年11月30日までに提出を行うこと。
- (2) 4の(3)のエに規定する「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」には、厚生労働省の委託を受けて、平成22年度及び平成23年度に行った「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」を含めて差し支えないこと。
- (3) 7の(3)のアに規定する「精神保健福祉士実習指導者講習会」には、厚生労働省の委託を受けて、平成22年度及び平成23年度に行った「精神保健福祉士実習指導者講習会」を含めて差し支えないこと。
- (4) 令和3年3月31日以前において教歴を有する教員については、4の規定にかかわらず、実習演習科目に加えて、実習演習科目ごとに次表に定める精神保健福祉士法等の一部を改

正する法律（平成22年法律第71号）による改正前の法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目若しくは精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第103号）による改正前の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年厚生省令第12号。以下「指定規則」という。）別表第1に定める科目（次表において「旧科目名（1）」という。）又は精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第28号）による改正前の指定規則別表第1に定める科目若しくは精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令・厚生労働省令第2号）による改正前の科目省令第1条に規定する科目（次表において「旧科目名（2）」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。

（表）

実習演習科目名	旧科目名（2）	旧科目名（1）
ソーシャルワーク演習	精神保健福祉援助演習（基礎）	精神保健福祉援助演習
ソーシャルワーク演習（専門）	精神保健福祉援助演習（専門）	
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習	

別表1

科目名	教育内容	
	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）
ソーシャルワーク演習	<p>① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソーシャルワ</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己理解と他者理解 <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） 非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等） <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接の構造化 場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ツールの活用（電話、e-mail等）

	<p>ークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>④ ソーシャルワークの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ インテーク ・ アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の終結と事後評価 ・ アフターケア <p>⑤ ソーシャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援経過の把握と管理 <p>⑥ グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループワークの構成(グループリーダー・コリーダー・グループメンバー) ・ グループワークの展開過程(準備期・開始期・作業期・終結期) <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人プレゼンテーション ・ グループプレゼンテーション
<p>ソーシャルワーク演習(専門)</p>	<p>① 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性(知識、技術、価値)の基礎を獲得する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害、精神保</p>	<p>以下の内容についてはソーシャルワーク実習(専門)を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例(集団に対する事例を含む。)を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるように指導すること。</p> <p>① 領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関(入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病

	<p>健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようにになる。</p> <p>③ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネーター役を担えるようになる。</p> <p>④ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。</p> <p>⑤ 精神保健福祉士として考え、</p>	<p>院、診療所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援等） ・ 行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク等） ・ 高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設等） ・ 教育機関（学校、教育委員会） ・ 司法（刑務所、矯正施設、保護観察所等） ・ 産業・労働（一般企業、EAP機関等） ・ 児童（児童相談所、児童養護施設等） ・ 合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審査会、医療観察法審判期日等） ・ その他（独立開業等） <p>② 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的排除、社会的孤立 ・ 受診・受療、課題発見 ・ 退院支援、地域移行支援 ・ 地域生活支援 ・ 自殺対策 ・ ひきこもり支援 ・ 児童虐待への対応 ・ アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復 ・ 家族支援 ・ 就労（雇用）支援 ・ 職場ストレス、リワーク支援 ・ 貧困、低所得、ホームレス支援 ・ 災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援 ・ その他 <p>③法制度・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
--	--	---

	<p>行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法、障害者総合支援法 ・ 障害者差別解消法、障害者虐待防止法 ・ 医療観察法 ・ 生活保護制度、障害年金制度、各種手当 ・ 障害者雇用促進法、労働安全衛生法 ・ 介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法 ・ 児童福祉法、児童虐待防止法 ・ アルコール健康障害対策基本法 ・ 刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法等 ・ 自殺防止対策基本法 ・ 当事者活動（自助グループ、ピアサポート） ・ その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度等） <p>④ 援助技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルワークの過程を通じた援助（ケースの発見、インテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア） ・ 個別面接 ・ グループワークの展開 ・ ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント ・ リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム） ・ アウトリーチ、コミュニティソーシャルワークの展開 ・ 社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言 ・ 普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導） ・ 記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成等） ・ その他
--	---	---

<p>ソーシャルワーク実習指導</p>	<p>① ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。</p> <p>③ ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>④ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤ 具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立て</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <p>ア ソーシャルワーク実習とソーシャルワーク実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）に関する基本的な理解</p> <p>ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>エ 精神疾患や精神障害のある当事者の語りに触れる体験</p> <p>オ 現場体験学習及び見学実習</p> <p>カ 実習先で必要とされる精神保健福祉士としてのソーシャルワークに係る専門的知識と技術に関する理解</p> <p>キ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解</p> <p>ク 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（精神保健福祉士法及び個人情報保護法の理解を含む。）</p> <p>ケ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>コ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>サ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）</p> <p>シ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>ス 実習の評価全体総括会</p>
---------------------	---	--

	<p>ていくことができる能力を涵養する。</p>	
<p>ソーシャルワーク実習</p>	<p>① ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルワークに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。</p> <p>③ 実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力</p>	<p>① 学生は、精神科病院等の病院での実習において、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 退院又は地域移行・地域定着支援に向けた、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 入院患者と外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援</p> <p>エ 病院外の関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーシャルワーク</p> <p>② 学生は、精神科診療所での実習において患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や治療中の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援</p> <p>エ 地域の精神科病院や関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーシャルワーク</p> <p>③ 学生は、障害福祉サービス事業所及び行政機関等、精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体・住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解と相談支援ニーズの把握及び相談支援計画の作成</p>

	<p>を習得する。</p> <p>④ 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>ウ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）との相談支援関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）への権利擁護及び相談支援（エンパワメントを含む。）とその評価</p> <p>オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする相談支援におけるチームアプローチへの参加</p> <p>カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務の意味の考察と遵守</p> <p>キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定の遵守と組織の一員としての役割と責任への自覚</p> <p>ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の観察</p> <p>ケ 当該実習先が地域社会で果たす役割の考察と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発場面の観察</p> <p>コ 実習先施設・機関や所属地域における精神保健福祉向上のための課題発見と政策提言に関する考察</p> <p>サ 実習体験及び学習成果の考察と記述、プレゼンテーション実習総括と精神保健福祉士としての学習課題の明確化、及び研鑽計画の立案</p> <p>④ 学生は、実習体験と考察を記録し、実習指導者によるスーパービジョンと、ソーシャルワーク実習指導担当教員による巡回指導及び帰校日指導等を通して、実習事項について個別指導や集団指導を受ける。</p> <p>⑤ 実習指導担当教員は、巡回指導等を通して実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>
--	--	--

別表 2

区分	情報開示の項目
設置者に関する情報	① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所及び連絡先 ② 法人代表者氏名 ③ 大学等以外の実施事業 ④ 財務諸表
大学等に関する情報	① 大学等の名称、住所及び連絡先 ② 大学等の代表者氏名 ③ 大学等の開校年月日 ④ 学則 ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要
教育課程に関する情報	① 教育課程のスケジュール（期間、日程、時間数） ② 入学定員 ③ 学生募集要項 ④ 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用 ⑤ 科目別シラバス ⑥ 実習演習科目担当教員数、実習演習科目別担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格） ⑦ 教材 ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容 ⑨ 実習プログラムの内容・特徴
実績に関する情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうち就職者数） その他の情報 その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報
その他の情報	その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報